

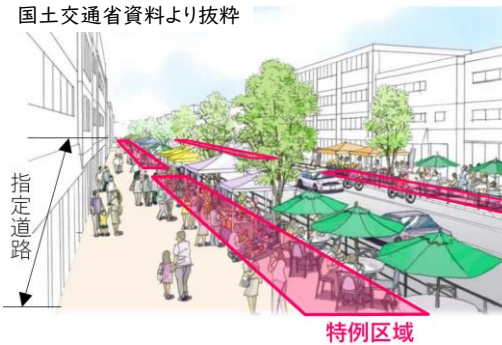
1. 目的

- ☐ 昼も夜もだれもが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出 ☐ 地域と連携した持続可能な道路保全の実現

2. 歩行者利便増進道路制度とは

- ☐ 道路空間利活用の促進、歩行者の安全な通行及び利便の増進等を図るもの
- ☐ 路線を指定し、その路線内に利便増進誘導区域(特例区域)を指定
- ☐ 特例区域には、ベンチやテーブル・イス、案内板等の設置が可能
- ☐ 占用主体は路上における収益活動が可能、清掃等が義務づけられる

国土交通省資料より抜粋



池袋・GREEN BLVD MARKET



3. 道路の指定基準

- ① 歩行者の利便の増進が図られ、快適な生活環境の確保及び地域活性化に資すると判断できること
- ② 歩行者の利便の増進に資する適切な区間であると判断できること
- ③ 歩道等について歩行者の十分な有効幅員を確保できること
- ④ 沿道住民など関係機関の理解が得られていること

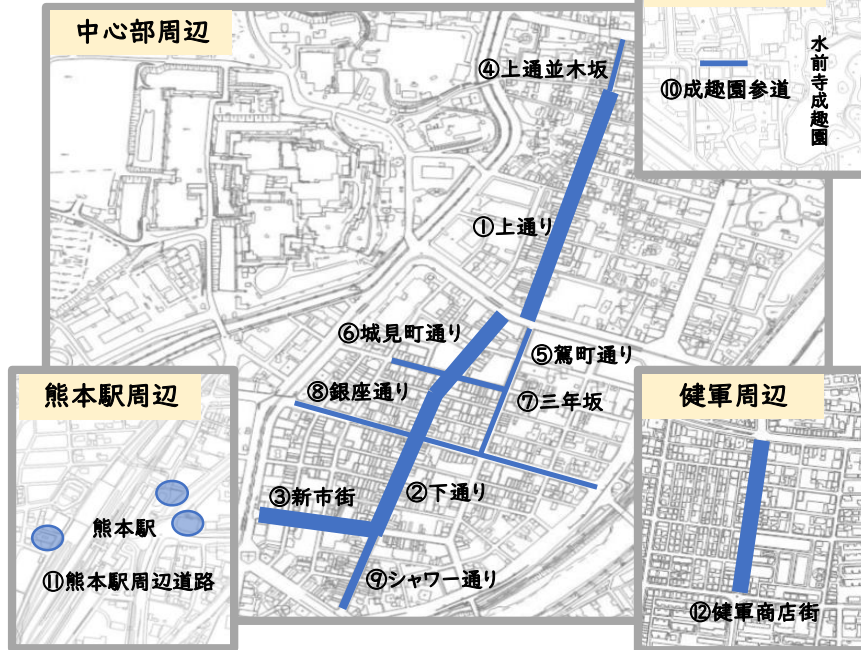
4. 熊本市コロナ占用特例の状況(R2.6~現在)

- ☐ 現在、中心商店街等連絡協議会などを活用し、商店街間の取組の共有や検証を回りつつ実施中
 [占用主体] 下通繁栄会、安政町商興会、駕町通り商店街振興組合、上通1・2丁目商店街振興組合、健軍商店街振興組合
 並木坂テラス営業



5. 歩行者利便増進道路の導入候補

- ☐ 現在地元等の関係者と調整を進めている



6. 導入工程

	R2			R3			
	6月～	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
コロナ特例措置	コロナ特例措置の実施						
	★国交省通達						
	★本市におけるコロナ特例措置の実施				コロナ特例措置終了(9/30)		
利便増進道路制度		★道路法改正 ★道路構造令改正					運用開始
		商店街等関係機関協議					
		3月議会: 条例改正、路線指定案の報告★					
						路線指定	

■ 利便増進誘導区域(特例区域)の指定(案)について ※関係機関協議の上、詳細の区域を指定する

■ 次の要件に適合する場所を指定する

- ① 歩行者の通行のための幅員の確保
- ② 交差点以外など占用許可に係る基準への適合

■ 特例区域は、具体的に以下の形態に分類される

【分類1】：車両通行不可+歩行者専用道路

【分類2】：車両通行不可+自転車歩行者道

【分類3】：車両通行可

			路線
一般車両通行不可	歩行者専用道路	許可車両あり	①上通アーケード ②下通アーケード ③新市街アーケード
	自転車歩行者道	許可車両無し	⑩水前寺参道 ⑪熊本駅周辺道路
		許可車両あり	⑥城見町通り ⑦三年坂
	一般車両通行可	ゆっくり走行	④並木坂 ⑤駕町通り ⑨シャワー通り ⑫健軍商店街
		比較的早く走行	⑧銀座通り

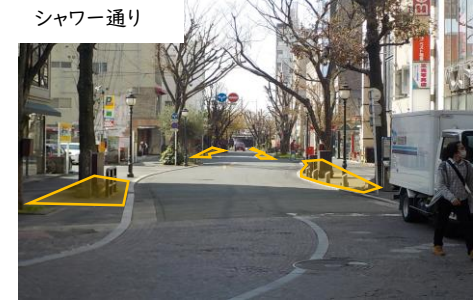
【分類1イメージ】



【分類2イメージ】



【分類3イメージ】



■ 区域内に設置する物件及び、区域内での行為

■ 区域内に設置する施設は以下を想定

- ☐ イス・テーブル
- ☐ ベンチ
- ☐ 売台・什器
- ☐ 案内板
- ☐ 柵・パラソル・庇
- ☐ その他これらに類するもの



■ 区域内における行為は、「快適な生活環境の確保及び地域活性化に資する」としており、具体的には、飲食物など商品の販売、飲食スペースの提供、等を想定している。

■ 利用の形態については、継続的に地元等の関係者と検証していく予定。